

第 8 期神戸市介護保険事業計画  
神戸市高齢者保健福祉計画

(令和 3 ~ 5 年度)

(案)

神戸市

# 目 次

---

## 第1部 計画の意義

---

第1節 策定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画期間	1
第4節 計画の推進体制	1

---

## 第2部 基本理念と目標

---

第1節 基本理念	2
第2節 最重点目標 健康寿命延伸	3
第3節 2025年（令和7年）の地域包括の姿	4
第4節 2040年（令和22）に向けて	5
第5節 重点目標（施策の柱）	6

---

## 第3部 施策

---

第1章 フレイル予防をはじめとした介護予防の推進	7
第1節 フレイル予防と活動・参加の推進	7
第2節 健康づくり対策	10
第3節 生涯現役社会づくり	11
第2章 地域での生活の継続に向けた支援	12
第1節 地域での支援体制づくり、相談体制の充実	12
第2節 在宅医療・介護連携の推進	14
第3節 権利擁護／虐待防止対策	14
第4節 緊急時の対応	15
第3章 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	16
第4章 安全・安心な住生活環境の整備	19
第1節 多様な住まいの確保、施策・居住系サービスの確保	19
第2節 安全・安心な住生活環境の整備	21
第5章 人材の確保・育成	21
第6章 介護保険制度の適正運営	23

---

## 第4部 介護サービス量等の見込み

---

第1章 被保険者数・要介護等認定者数の見込み	
第2章 介護サービス利用者数の見込み	

第1節 施設・居住系サービスの利用見込み

第2節 居住サービス・地域密着型サービス・総合事業の利用見込み

---

## 第5部 介護保険事業の費用と負担

---

第1章 介護保険事業に係る給付費等の見込み

第2章 介護保険事業に係る財源の仕組み

第3章 第1号被保険者の保険料の見込み

1. 第8期の保険料基準額

2. 保険料段階について

# 第1部 計画の意義

## 第1節 策定趣旨

- 本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づいて、市の果たすべき責務を具体的に明示することにより、高齢者保健福祉施策の体系的・総合的推進を図ろうとするものです。
- 介護保険事業計画と老人福祉計画（本市では、「神戸市高齢者保健福祉計画」）は、一体的策定が義務づけられていることから、本計画は、『介護保険事業計画と神戸市高齢者保健福祉計画（以下「介護保険事業計画」という。）』の一体の計画として策定しています。

## 第2節 計画の位置づけ

- 神戸の都市づくりを進めるにあたっては、基本計画として、令和7年(2025年)を目指した長期的な神戸づくりの方向性を示す「第5次神戸市基本計画 神戸づくりの指針」、及び令和7年(2025年)度を目標年次とする実行計画「神戸2025ビジョン」が策定されています。
- 本計画は、市町村地域福祉計画に位置づけられる「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」や、「神戸市高齢者居住安定確保計画」との連携を図っています。
- また、兵庫県地域医療構想における病床の機能分化・連携の推進に伴う、在宅医療等の新たなサービス必要量に関して、「兵庫県保健医療計画」との整合性を図っています。

## 第3節 計画期間

- 令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の3か年計画とします。

## 第4節 計画の推進体制

- 神戸市では、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者等で構成される介護保険専門分科会において、事業計画の実施状況の点検や課題検討を行うなど、介護保険事業の円滑な推進を図っています。
- 計画の実施状況については、市民の方へ随時情報提供していきます。

## 第2部 基本理念と目標

### 第1節 基本理念

#### 1. 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように

高齢者福祉は、高齢者一人ひとりが「生きがい」を大切にし、尊厳をもち、その人らしい「生活の質」を高めていくことを目指していくものと言えます。

そのため、高齢者が地域の中で培ったつながりを保ちながら、住み慣れた地域で生涯にわたって自分らしく生活を送れるように、ニーズに応じた住宅に居住することを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず様々な生活支援が地域の実情に応じて適切に提供できるしくみ（地域包括ケアシステム）の構築を目指します。

また、感染症などへの対応として「新しい生活様式」の定着も図っていきます。

#### 2. 自己決定の尊重

今日の社会においては、あらゆる面で自分の人生を自分で決めていくことができるという自己決定が尊重されなければなりません。

こうした自己決定の尊重の一環として介護保険制度においても、高齢者自身が福祉サービスを利用するにあたって選択の自由が保障されており、その考え方が浸透しています。そのためには多様なサービスが準備され、また、高齢者がそれらの情報を容易に入手できるとともに、認知症などにより判断能力が不十分な人への支援も含め、身近なところで相談できるよう体制を充実し、高齢者の個別性を尊重します。

#### 3. 安心してサービスを利用できるように

支援や介護が必要になった場合には、適切なサービスがすみやかに利用できるようになっていてこそ、私たちは安心して老後を迎えることができます。

単身高齢者・夫婦のみ高齢者世帯や認知症の人の増加、介護と医療の双方を要する高齢者の増加などに対応したサービスを充実していきます。

また、すべてのライフステージにおいて、個々の高齢者が自分らしい生き方を自分で決めていけるよう、ライフステージごとの多様な選択肢の確保に努めます。

#### 4. 介護保険制度の適切な運営のために

介護保険は、保険料と税金で支えられている市民の「助け合い」の制度であり、市民に信頼される制度運営を心がける必要があります。そのために、利用者の自立支援や重度化防止につながるサービスの適正化への取り組みによるサービスの質の向上などにより、制度を無駄なく公平に運営していきます。

保険料については、低所得者への配慮を中心に、今後の高齢社会の発展に必要なサービス水準の財源を確保していきます。

さらに、介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、国・県や、サービス事業者団体等との連携のもと、神戸市独自の取り組みを進めていきます。

## 第2節 最重点目標 健康寿命の延伸

第6期介護保険事業計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））より、健康寿命の延伸に取り組み、「令和7年度（2025年度）までに健康寿命と平均寿命の差を2年縮めること」を最重点目標としています。

第8期においても、令和7年度（2025年度）に向けて、この目標を推進していくこととし、健康寿命延伸に取り組んでいきます。

2025年の保険料額を推計し、記述予定

### 第3節 2025年（令和7年）の地域包括ケアの姿

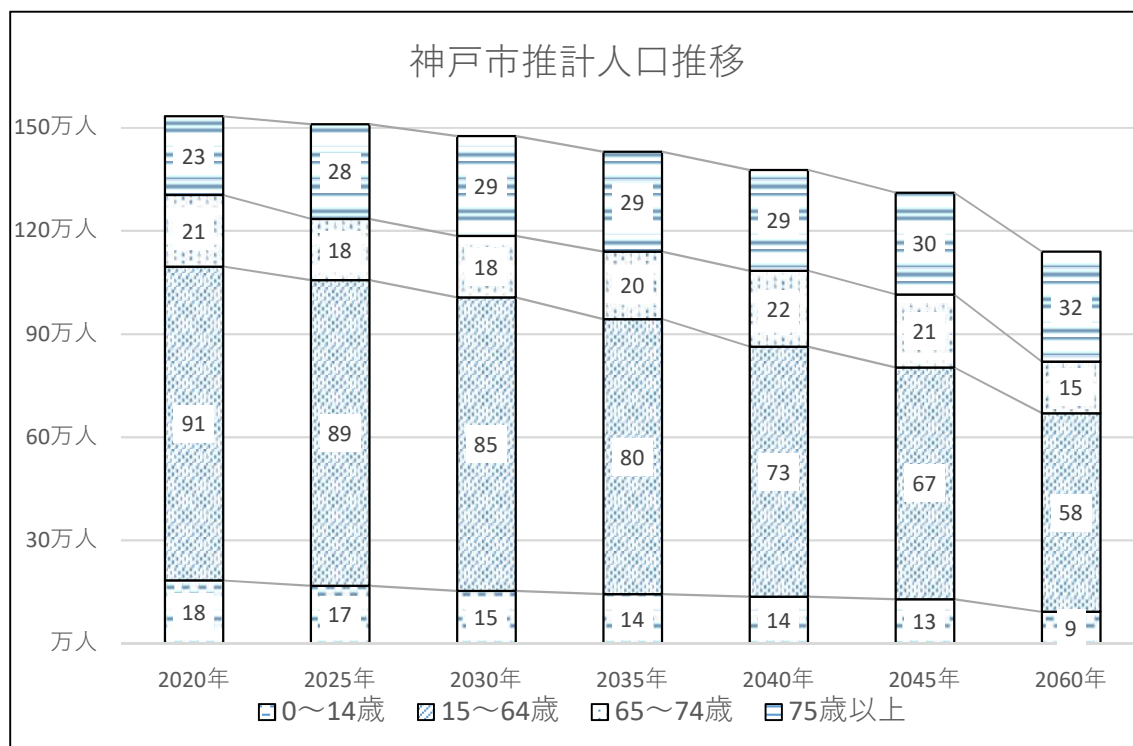
神戸市では、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアの構築を推進しています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までに以下の地域包括ケアの姿を目指します。

- ◇神戸市の「市民福祉」の理念に則して、市・事業者・市民の協力により、「あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会（ソーシャル・インクルージョン）」が実現されている。
- ◇フレイル対策をはじめとする介護予防の推進やWHO神戸センター・大学等との共同による研究成果等の市民への還元、健康創造都市KOB Eの推進など、健康寿命延伸の取り組みにより、自分らしく生活を楽しみながら暮らしている。
- ◇ボランティアや就労などによる社会参加の促進により、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を担い、様々な世代と交流してつながりを持ち、医療と介護が必要になっても生活をともに楽しみながら地域活動に取り組んでいる。
- ◇地域の多様な機関、事業者、NPO等との連携により、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が総合相談窓口としての機能を発揮するとともに、災害時を含めた重層的な見守りや権利擁護支援の充実、ユニバーサルデザインのまちづくり推進を図るなど、高齢者が安全・安心な生活を続けている。
- ◇認知症神戸モデルの推進をはじめ、認知症の人とその家族に対する理解の促進や、地域で必要とする支援の充実により、認知症の人にやさしいまちが実現されている。
- ◇在宅医療の需要増に対して、医療・介護の連携した受け皿が整備され、医療介護サポートセンターをはじめとする医療介護連携の取り組みの推進により、切れ目のない在宅医療・介護提供体制が構築されている。
- ◇高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるよう、多様なサービスが準備され、高齢者自身がサービスを利用するにあたって、豊富な選択肢が用意されている。
- ◇ICTやAIの活用も含め、サービス提供に必要な人材の確保・定着が図られるとともに、サービス水準が確保されている。

## 第4節 2040年（令和22年）に向けて

神戸市においては、2025年以降も高齢者人口は増加傾向となり、2040年頃にはピークを迎える見込みです。一方で、現役世代人口は急激に減少していくと予測しています。



これまでの社会保障は人口増加のもと、世代間の支え合いを中心に展開してきましたが、今後はこうした人口動向を踏まえた対応が求められます。

また、個人や社会が抱える課題がより多様化・複合化することも予想されます。

2040年に向けて、本市では引き続き、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図っていくとともに、限られた人材と財源も踏まえ、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、高齢者をはじめとした地域のあらゆる人が役割も持ち、助け合いながら地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。



## 第5節 重点目標（施策の柱）

基本理念、最重点目標を実現するため、第8期介護保険事業計画では、以下の6つを重点目標（＝施策の柱）とし、各種施策を推進していきます。

